Ⅲ、「日の丸・君が代」強制に関わる質問（ダイジェスト版）

【文科省出席者】 2名

水島　淳　　初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官

竹野健太　　初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長

1．2017 年再任用拒否事案に対する違法判決確定（6 月 16 日）について

○事前質問（1）本件は大阪おける特殊な事案ではない。本件確定判決に基づいて、再任用採否の制度及び運用状況につき全国的調査を行い、文科省として責任ある対応をとっていただきたい。

（2）都教委は、最高裁第1小法廷判決を口実に当該教職員への「63歳打ち切り通告」を強行している。確定判決によれば、「再任用打ち切り」の違法性は明らかであるが、貴省の見解をお聞きしたい。

●用意された回答　　水島　淳　初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官

裁判については、個々の事案になるので、コメントは差し控えたい。個々の自治体における任用、採用、処分については、文科省には監督権限はなく、それぞれの自治体において適切に判断いただくものになるので、再任用制度やその状況についての調査とかは考えていない。

（2）は、裁判では法律だったり行政側のことはあるものの、三権分立から司法における判断を尊重してしっかり対応する必要があるので、そういったものも踏まえながら各自治体において採用いただければと考えている。

○会場からの質問　　梅原（Zoom）

裁判では基本的には、原則再任用全員採用すべきと言うことと、採用不採用については合理的な説明が出来ること、というのが2つの原則でそれに反していたので損害賠償を認められた。今、個別の案件にはコメントする立場にないと仰ったが、これは決して大阪だけの問題ではない。東京など、「不起立」という共通の理由によって一律に処分がされている。教育を司る文科省が個別の案件と言うのはおかしい。判決について、見解をお聞かせ願いたい。

●会場質問への回答　　水島　淳　初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官

そもそもの再任用するかしないかは、定数とか人事計画とかあるので、100％再任用出来るわけではない。その際の理由として、仰ったとおり合理的なものであったり、そういった範囲内で行っていただくことはもちろん大事である。

こういった案件が大阪や東京にあることは認識している。再任用を行うにあたっての基準について、文科省が何もやっていないかというとゼロではない。ついこの間も、各都道府県の人事行政担当者を集めた情報提供の会を行った。そうした場で引き続き適切な人事管理や再任用が行われるように、周知していきたい。

2.「君が代」の歌詞の意味さえ知らないまま児童・生徒に歌わせるのは「調教」だ。

○事前質問（1）文部科学省として、「日の丸」「君が代」の由来・歴史・意味等の指導資料は制作しているか。

（2）そのことを、『学習指導要領』に明記すべきではないか。

（3）児童・生徒が学校の卒業式等で起立・斉唱を求められる「君が代」の指導に最低限求められるのは、以下の項目（略）の情報提供（説明）と考えるが、見解はどうか。

●用意された回答　　竹野健太　初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長　　2.

文科省としてそのような指導資料は作っていない。学習指導要領では、社会科や音楽において国旗国歌についての指導を行うとともに、入学式や卒業式などにおいてその意義を踏まえて国旗を掲揚し国歌を斉唱するよう指導する、と記載しており、これに基づいて各学校において適切にご指導いただいていると考える。

一方、学習指導要領とは、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するために、法規としての性格を有するものとして、教育の内容などについて必要かつ合理的な事項を大綱的に示したものであり、各学校における指導の具体化等については、学校や教員の裁量に基づいて多様な創意工夫をいただくことが前提となっている。本件についても、学習指導要領に基づいて適切にご指導いただきたい。

(2)学習指導要領に明記すべきではないかという点は、ご指摘のような事柄までをも細かく明記するというところは本来の趣旨に馴染まないので、各学校等において創意工夫していただき適切にご指導いただきたい。

(3)いただいた付属資料を拝見して大変勉強させていただいた。ただ文科省のスタンスとして、まず学習指導要領の解説というものがあるので参考にしていただき、多様な創意工夫をしていただきながら指導していただきたい。

○会場からの質問　　松田

1999年8月内閣総理大臣の談話では「国旗国歌法の制定を契機として、日章旗の歴史や君が代の歌詞などについて、より理解を深めていただきたい」と言っている。今のお話しでは、結局それは教えなくても良いということか。

2点目は、「君が代」の現在の意味は『解説』に「わが国の繁栄と平和を祈念した歌である」とあるとのことだったが、日本語として説明できない。戦前は「天皇陛下のお治めになる御代」が「君が代」だった、しかし憲法変わって天皇の地位が変わったから、こういうふうに理解するのだという言う以外に説明できない。

●会場質問への回答　　竹野健太　初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長

「君が代」について教えなくても良いとは考えていない。学習指導要領には書いてないからといって、学校現場で教えなくてもいいというわけではなくて、そこは教員の方々の裁量であり、先生方が多角的にそういったことを教えることは、全然ありだと思っている。また、「君が代」の解釈について、学習指導要領にはなくても教科書には書いてあるものもあるので、それらを踏まえながら、先生の裁量等に基づきながら適切にご指導いただくことが重要と考えている。

3. 児童生徒に対する国旗・国歌の指導について

○事前質問　(1)「強制」と「指導」をどこで線引きするのか、具体的に教示されたい。

(2)国旗・国歌の指導方法について、これまで不適正な取扱いはあったか、文科省は把握しているか。

(3)生徒には、起たない自由、歌わない自由があると確認して間違いないか。

●用意された回答　　竹野健太初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長

(1)学校における国旗国歌の指導は、児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようとする趣旨のものではなく、あくまでも教育指導上の課題として指導していただく。その上で、入学式・卒業式等のねらいとか実施方法は学校において様々なので、それが強制に当たるかどうかは各学校が判断するのが適当であり、具体的な指導の状況等に照らして個別具体に判断しなければならないものと考えており、一概に当方からお答えすることは困難である。

(2)国旗の掲揚、国歌の斉唱に係る指導をどのように行うかは、正に各学校が実施する行事の意義等を踏まえて判断するのが適当であり、現在網羅的に不適切な取扱いが生じているかといったような実態は把握していない。

○会場からの質問　　花輪

「強制」ということについて、国会での答弁は「児童生徒が卒業式でどういう行動を取るか、あるいは国歌の意味をどのように受けとめるか、そういうところまで強制されるものではない」というものだ。「強制されるものではない」ということは「起たなくてもいい」「歌わなくてもいい」ということではないか。教員は生徒にそのように指導して間違いないか。

●会場質問への回答　　竹野健太　初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長

ぎりぎり言ってしまえば指導ではなくてもはや体罰になるようなレベルでそういった行為がなされることは、一般論として指導の範疇を超えると認めざるを得ない。そういったケースまで認められるものではないと個人的には思っている。教員の皆様には、先ほど申し上げた適切な指導を粘り強く実施していただくのが重要なのだと私共は考えている。

○会場からの質問　　青木

学習指導要領における「国旗国歌条項」に関してさかんに「大綱的基準」ということを仰っていたが、これだけの処分者が出ていることは「大綱的基準」で済ませられる問題ではないのではないか。もう20年経とうとしていてあなた方の時とはずいぶん違っていると思うが、文科省の行政官としてどう考えるのか、個人的見解でも良いから聞いてみたい。

●会場質問への回答　　竹野健太　初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長

当該指導は、児童生徒にわが国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるために行っているものなので、その趣旨に従って、学校には引き続き適切にご指導いただきたい。

○会場からの質問　　小田(Zoom)

音楽の学習指導要領には、30年前までは「発達段階に応じて指導する」とあった。それを「いずれの学年でも指導する」に改悪して、さらに合田哲雄氏が「歌えるように」と入れて、今は「君が代はいずれの学年でも歌えるように指導するものとする」と非常に強制色が強い。これで「大綱的」とか「内心の自由に配慮する」とか言うのは矛盾している。

●会場質問への回答　　竹野健太　初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長

音楽の改定の歴史から詳細にありがとうございます。「歌えるように」と入ったが、これまでの変遷を通じて、あくまでも「国歌を尊重する態度を養うこと」を一番の目的としており、その上で将来国際社会において尊敬され信頼される日本人として成長するためという目的意識から記載されているので、これまで述べたことと特段矛盾しないと考えている。

○会場から回答漏れ指摘　永井

先ほどの「大綱的基準」なのに、いっぱい処分されていてこれで大綱的とはどういうことか、についてはどうか。

●会場質問への回答　　竹野健太　初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長

すみません。学習指導要領には、子どもに教えるべき正しい事がたくさん書いてあるが、それに基づいて処分されているというのは個人的には遺憾に思う。私が思う理想は、学校の先生方が学習指導要領の教えるべきことに依拠しつつ、一定程度の裁量を持って自分が子どもたちに学んでほしいことや子どもたちの将来のために必要だと思うことを教え、子どもたちもそこから発展して自分たちの本当に知りたいことや学びたいことを探していく、そんなあり方が学校教育として健全だと思っている。この国旗国歌の問題は、国旗国歌の意義とかそういったものを一国民として知っておくことは重要で、指導されるべき場として学校教育も一つあると思うので、みなさまとも意見交換させていただきながら、時代に合った指導のあり方というものを考えていかなければいけないと私個人としては思っている。

○会場からの意見

青木　　戦後の一時期は、教育課程の作成に現場の教員が参加すると考えられた。その辺りのことも研究して頑張ってほしい。

永井　　一つ感想として言わせてもらうと、あなたが仰ったことは正論だ、ハッキリ言って。しかし、そうなっていない。ちょっとでも教員自身が判断すると、徹底的にそれで処分。これが現状、どう？おかしいと思うでしょ。それが事実だ。歴史をしっかり、ちゃんと勉強してほしい。時間なので、これで終わる。

4. 学習指導要領における世界人権宣言の扱い

○事前質問　『世界人権宣言』を学ぶことは国際社会における人権教育の基本であり、発達段階に応じて普遍的人権の理念を学べるよう『学習指導要領』に『世界人権宣言』を速やかに明記されたい。

●用意された回答　　竹野健太　初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長

文科省においは、憲法や教育基本法の精神に則り「人権教育啓発推進法」や同法の「基本計画」に基づいて、学校教育を通じて人権意識を高める人権教育を推進している。が、学習指導要領は大綱的基準なので、『世界人権宣言』などの個別具体な事項について扱うことは特段ない。

○会場からの質問　　花輪

人権教育推進といいながら、「人類普遍の原理」を謳う「世界人権宣言」が、学習指導要領に小学校から高校まで全く記載がない。これを学ぶ機会が全くないまま高校を卒業していってしまう。それでいいと文科省はお考えか。

●会場質問への回答　　竹野健太　初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長

学習指導要領には個別具体な事柄までは詳細に記載しないと申し上げたが、一方で後ほどの国際人権規約とか子どもの権利条約にも関わるが、現に教科書や一部の資料集などには記載があり、それを授業の中で先生方の創意工夫によって学習指導要領に付加価値的に教えていただくことは何ら問題なく全然アリだと考えている。

○会場からの質問　　近

今のお話しの中で、『子どもの権利条約』が一切出てこなかった。一番重要なところは、「子どもも権利の主体である」。だから、子どもにも良心の自由があり表現の自由がある、ということを人権教育の中で進めると理解してよいか。

○会場からの質問　　垣内

ベルギーでは、子どもが小学校1年生に入学してまず教えられるのが「子どもの権利条約」だ。第1条には「18歳以

下のすべての者」と記されている。日本には色んな国の子どもたちがいるけど、すべての子どもが対象になる。そして憲法前文と1条と9条、11，13，97，98，99条。あなたたち、総理大臣・天皇・公務員がこの憲法を擁護する義務を課されている。人権教育の中に、子どもの権利条約と国際人権規約の内容を子どもたちに教育するとが入っているか？

●会場質問への回答　　竹野健太　初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長

子どもの権利条約と国際人権規約について、担当外から申し上げることになって恐縮だが、全体の動きとして、今、子ども基本法とか子ども家庭庁の設置とか、まさに子どもの人権とか子どもの意見表明権というところはフォーカスされている。我々も省全体を通じて考えているところなので、そういった気運の中で議論なされていくものと考えている。

5．CEART（ILO/UNESCO 教員勧告適用合同専門委員会）第 14 回勧告について

○事前質問　この勧告にある「教員団体と協力して…合同委員会の見解と勧告の日本語訳の作成」等をどのように行うのか。またこの翻訳を地方自治体と共有される予定があるのか。

●用意された回答　　水島　淳　初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官　　5.

文科省としても、ILOからの依頼に応じて協力、情報提供とかしてきた。6月の総会にもすべての該当の者が出席して意見等述べた。自治体との対応については、今検討中である。ただこれまでも、いろいろ日本国の法律を踏まえて説明しているが、なかなかご理解いただけなくて、政府として意向を汲まれず残念であると言っている。

○会場からの質問　　永井

検討中であると言うが、具体的にどういう名称の検討会でやっているのか、また結論はいつくらいに出るのか。

●会場質問への回答　　水島　淳　初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官

検討会を別に行うわけではなく、部署内で検討している。いつまでということも決まっていない。

○会場からの質問　　近

ILOの勧告について述べられたが、勧告を受けたのは日本の方が国際標準からずれているからで、国内法でどうのこうのということを言っても言い訳にならない。ちょっとずれているのではないか。質問と言うより指摘である。

●会場質問への回答　　水島　淳　初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官

そもそも勧告には法的拘束力がない。もちろん無いからと言って守らなくても良いとは思っていないし、尊重すべきとは思っている。ただ、国連に加盟している全ての国が全ての項目守っているかというとそうではない。法的拘束力がないのは、ある程度各国の自由や裁量とかに任されている部分があると思っている。なので、勧告は対話すべしと言っているが、わが国の地方公務員制度では対話、交渉項目にこういった案件は入っていないので、対話はできない。

6．学習指導要領に「日本人としての自覚」という言葉があることの問題

○事前質問　道徳・国語・公民で「日本人としての自覚」を身につけるよう謳われている。公教育の場で日本人ではない児童・生徒が自らのアイデンティティーを否定されるような学習を強いられることは深刻な人権問題だ。

●用意された回答　　竹野健太　初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長　　6.

「日本人としての自覚」は、教育基本法の第1条の目的を踏まえ、同じく2条の第5号で教育の目標として明記されているので、それに則って学校教育において「日本人としての自覚」を持つよう指導することは重要だと考えている。学習指導要領の総則には配慮すべき事項を示しており、学校現場では必要な配慮が図られているものと承知している。

○会場からの質問　　花輪

「日本人としての自覚」という言葉が、道徳・国語・倫理の教科にある。すると、試験に出て評価に結びつくこともある。そうなった場合、教室に居る、日本国籍を持たない生徒や、日本以外の民族や文化にアイデンティティーを持っている生徒はどうすればいいのか。日本人以外の存在を無視している。このままでいいのか、再度聞きたい。

●会場質問への回答　　竹野健太　初等中等教育局　教育課程課　企画調査係長

一般論として評価というものには馴染むものと馴染まない単元があるかと思われる。外国人児童生徒への配慮が十分になされるように学習指導要領にも記載しているから、学校現場で適切に指導なされているものと、考えている。